

# 住民税が大きく変わります!!

このページに関するお問い合わせは区役所(1階)の課税課か、税制課 ☎211-2282へ

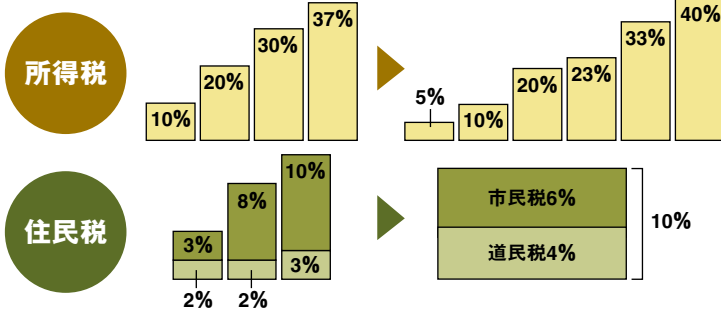
## 変更のポイント

- ①多くの方は、今年1月からの所得税が下がっており、その分6月からの住民税が上がります。
- ②所得税+住民税の合計は今までと変わりません。
- ③ただし、定率減税が廃止されるため、その分の税額が上がります。

### ①税率が変わります

#### ■住民税は一律10%、所得税は6段階に

住民税の所得割の税率が従来の3段階から一律10%に、所得税の税率が従来の4段階から6段階に変更されます。この結果、多くの方の住民税額が上がり、所得税額が下がることになります。



■給与収入500万円・夫婦2人(子のうち1人は高校生)の4人世帯の場合

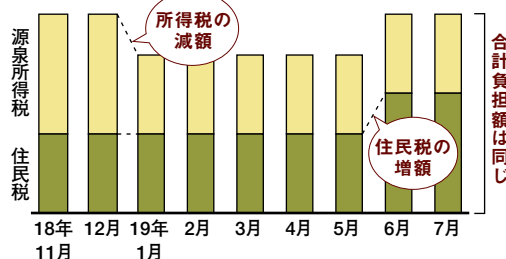
所得税 10%→5% 住民税 5%→10%

■年金収入300万円・夫婦(配偶者70歳未満)の2人世帯の場合

所得税 10%→5% 住民税 5%→10%

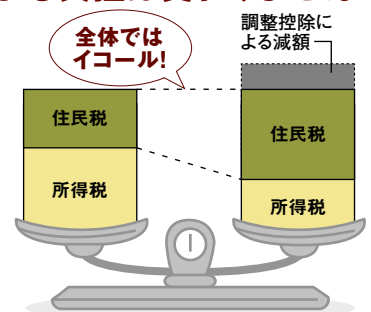
#### ■所得税は今年1月から、住民税は6月から

給与所得者の場合、平成19年1月(年金受給者の場合は2月)から源泉徴収される所得税が下がる一方、6月から徴収される(納付する)住民税が増額になります。



### ②税率変更による負担は変わりません

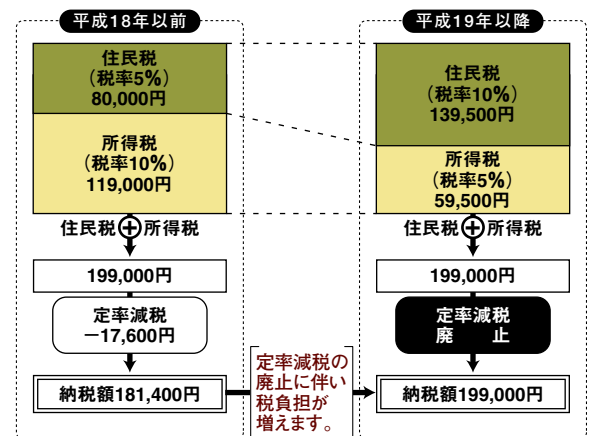
税率変更により納税者の負担が増えることのないよう、「調整控除」という控除を設け、「所得税+住民税」の金額が従来と変わらないよう、住民税額で調整されます。



### ③定率減税が廃止されます

景気対策のため導入されていた「定率減税」が、平成19年から廃止になります。そのため、この分の税負担は増えることになります。

■給与収入500万円・夫婦2人の世帯(子のうち1人は高校生)



### 分かりやすいパンフレットを配布中!

市役所11階税制課、区役所課税課で、住民税の変更の内容を分かりやすくまとめたパンフレットを配布しています。



### なぜ変える必要があるの?

国から地方への補助金を減らす代わりに、国の税源を地方へ移すという国の「三位一体の改革」によるものです。これにより、市の財源が増えるわけではありませんが、地方が自由に使える財源(住民税)の幅が広がり、より市民ニーズに合った行政サービスができるようになります。

国から地方へ交付する国庫補助金を廃止・縮減

国から地方へ税源を移譲

地方の地方交付税への依存を低下させる

ホームページ [www.zeikyo-soft.jp](http://www.zeikyo-soft.jp)で19年度の住民税額を試算することができます。